

○ 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年老企第39号)

	改 正 後	改 正 前
1 基本的考え方	<p>介護保険法においては、保険者は要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者が介護サービス事業を行なう事業者等から介護サービスを受けていたときに、当該サービスに要した費用について介護給付費を支払うこととしており、厚生労働大臣が定める基準により算定した額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額についてその9割に相当する額を支払うこととされています。</p> <p>こうしたことから、事業者等が厚生大臣が定める基準により算定した額より低い費用の額で介護サービスを提供することが可能であること。</p>	<p>介護保険法においては、保険者は要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者が介護サービス事業を行なう事業者等から介護サービスを受けていたときに、当該サービスに要した費用について介護給付費を支払うこととしており、厚生大臣が定める基準により算定した額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額についてその9割に相当する額を支払うこととされています。</p> <p>こうしたことから、事業者等が厚生大臣が定める基準により算定した額より低い費用の額で介護サービスを提供することが可能であること。</p>

1 基本的考え方

なお、介護保険サービスを提供する事業者は、運営基準において法定代理受領サービスに該当しないサービスの利用料と法定代理受領サービスに該当する介護保険サービスの費用額との間に、不合理な差額を設けではないとされていること。特に訪問看護等の医療系サービスについては、全国統一単価である診療報酬との間で、一般的には価格差を設けることはないものと考えられること。

2 具体的な設定方法について

2 具体的な設定方法について

事業者等による低い費用の額の設定については、現在準備が進められている介護保険事務処理システム等に配慮しつつ、事業者の裁量の範囲をできる限り広くする方法が採用されることはから、「事業所毎、介護サービスの種類毎に「厚生大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引率(○○%)を設定すること。」

(例) 「厚生大臣が定める基準」で 100 単位の介護サービスを提供する際に、5 % の割引を行う場合。(その他地域「1 単位 = 10 円」の場合)

事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率(5 %)を 100 単位から割り引いた 95 単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。

保険請求額：(100 単位 × 0.95) × 10 円／単位 × 0.9 = 855 円

利用者負担額：(100単位×0.95)×10円／単位－855 = 95円
利用者は割り引かれた5単位分を他の介護サービスに使用すること
ができる。

② 「同じような時間帯に利用希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、例えば訪問入浴介護事業所が昼間の閑散期に割引を実施するなど、ひとつつのサービス種類に複数の割引率を弹性的に設定することとする。具体的な設定方法は以下のとおりとする。

- イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定（午後2時から午後4時までなど）
- ロ 曜日による複数の割引率の設定（日曜日など）
 - ハ 曆日による複数の割引率の設定（1月1日など）
- ③ 割引の実施に当たっては、以下に掲げる要件を満たす必要があること。

- ・ イ 当該割引が合理的であること
- ・ ロ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者の三一ズに応じた選択を不當に歪めたりするものでないこと
- ハ 居宅介護支援事業所における給付管理を過度に複雑にしないこと。

3 割引率の届出・周知について

事業者による事業所毎の低い費用の額の設定については、利用者及び居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を作成する際に必要な情報となることから、事業者は事業所毎に設定する費用の額について、通常の事業の実施地域の所在する都道府県に事前に届出を行い、当該届出を受けた都道府県は当該割引の設定状況について、WAM NETへの掲載等の手段により周知を図る必要があること。

届出に際しては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等における届出における留意点について(平成12年老企第41号)の(別紙5)「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」により届け出ることとし、サービス種類ごとに複数の割引率を設定する場合には、その適用条件を明確に記載すること。

また、その際の事務手続き、居宅介護支援事業者等への周知等に時間

利用者負担額：(100単位×0.95)×10円／単位－855 = 95円
利用者は割り引かれた5単位分を他の介護サービスに使用すること
ができる。

② 「同じような時間帯に利用希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、例えば訪問入浴介護事業所が昼間の閑散期に割引を実施するなど、ひとつつのサービス種類に複数の割引率を弹性的に設定することとする。具体的な設定方法は以下のとおりとする。

- イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定（午後2時から午後4時までなど）

- ロ 曜日による複数の割引率の設定（日曜日など）
 - ハ 曆日による複数の割引率の設定（1月1日など）
- ③ 割引の実施に当たっては、以下に掲げる要件を満たす必要があること。

- ・ イ 当該割引が合理的であること
- ・ ロ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者の三一ズに応じた選択を不當に歪めたりするものでないこと
- ハ 居宅介護支援事業所における給付管理を過度に複雑にしないこと。

割引率の届出・周知について
事業者による事業所毎の低い費用の額の設定については、利用者及び居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を作成する際に必要な情報となることから、事業者は事業所毎に設定する費用の額について、通常の事業の実施地域の所在する都道府県に事前に届出を行い、当該届出を受けた都道府県は当該割引の設定状況について、WAM NETへの掲載等の手段により周知を図る必要があること。

また、その際の事務手続き、居宅介護支援事業者等への周知等に時間

	<p>を要することが想定されることから、事業者による事業所毎の低い費用の額の設定については、事業者からの都道府県への当該届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から適用するものとして運用すること。</p> <p>4 その他</p> <p>本通知に係る内容については、既に国民健康保険団体連合会を含め、関係各部署と調整済みであるので、申し添える。</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(実施上の留意事項について)(平成12年老企第40号)

改 正 後	改 正 前
<p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り、要件審査、届出の受理及び国保連合会等への通知</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び指定居宅療養介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「訪問通所サービス通知」という。)第一の1の(1)から(4)までを準用する。</p> <p>(2) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始するものとする。</p> <p>2 届出事項の公開等</p> <p>訪問通所サービス通知の第一の2から6までを準用する。</p>	<p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り、要件審査、届出の受理及び国保連合会等への通知</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「訪問通所サービス通知」という。)第一の1の(1)から(4)までを準用する。</p> <p>(2) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始するものとする。</p> <p>2 届出事項の公開等</p> <p>訪問通所サービス通知の第一の2から6までを準用する。</p>
<p>第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>訪問通所サービス通知の第二の1の(1)を準用する。</p> <p>(2) 入所等の日数の数え方にについて</p> <p>① 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。</p> <p>② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、痴呆対応型共同生活介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下②及び③において「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であつて相互に職員の兼務や施設の公用等が行われているものの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたそ</p>	<p>第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>訪問通所サービス通知の第二の1の(1)を準用する。</p> <p>(2) 入所等の日数の数え方にについて</p> <p>① 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。</p> <p>② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下②及び③において「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であつて相互に職員の兼務や施設の公用等が行われているものの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたそ</p>

の日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日には短期入所生活介護費は算定しない。

(3) なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの(以下「医療保険適用病床」という。)又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間に職員の兼務や施設の公用等が行われているもの(以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。)に入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。

(4) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「職員配置等基準」という。)の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を入所等させているいわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、職員配置等基準において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

② この場合の利用者等の数は、1月間(暦月)の利用者等の平均を用いる。この場合、1月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるも

の日々他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日には短期入所生活介護費は算定しない。

(3) なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの(以下「医療保険適用病床」という。)又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間に職員の兼務や施設の公用等が行われているもの(以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。)に入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその後の日は介護保険施設等に入所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。

(4) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月厚生省告示第27号。以下「職員配置等基準」という。)の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について
① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を入所等させているいわゆる定員超過利用に対し、介護給付費の減額を行うこととし、職員配置等基準において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

② この場合の利用者等の数は、1月間(暦月)の利用者等の平均を用いる。この場合、1月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるも

のと/orする。

(3) 利用者等の数が、職員配置等基準に規定する定員超過利用の基準に該当することとなつた事業所又は施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至つた月まで、利用者等の全員について、所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算され、定員超過利用が解消される。

(4) 都道府県知事は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行いうよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。

(5) 災害等やむを得ない理由による定員超過利用にについては、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことにはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行いうものとする。

(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかつたものとみなすこととする。

(5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、当該事業所又は施設の看護師等の配置数が、人員基準上満たすべき員数を行つていいわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、職員配置等基準にしていふところであるが、これは、単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

のと/orする。

(3) 利用者等の数が、職員配置等基準に規定する定員超過利用の基準に該当することとなつた事業所又は施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至つた月まで、利用者等の全員について、所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算され、定員超過利用が解消されるに至つた月の翌月から通常の所定単位数が算定される。

(4) 都道府県知事は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行いうよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定又は許可の取消しを検討するものとする。

(5) 災害等やむを得ない理由による定員超過利用にについては、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行いうものとする。

(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されたいた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかつたものとみなすこととする。

(5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、当該事業所又は施設の看護師等の配置数が、人員基準上満たすべき員数を行つていいわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、職員配置等基準にしていふところであるが、これは、単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を図るよう努めるものとする。

- ② 人員基準上満たすべき看護師等の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度(毎年4月1日)に始まり翌年3月31日をもつて終わる年度とします。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合には推定数による。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
- ③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、
イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算され、
ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至つている場合を除く。)。
- ④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至つている場合を除く。)。
- ⑤ 看護・介護職員については、最も低い所定単位数を算定するために必要な員数を満たさない場合にはじめて人員基準欠如となるものであり、最も低い所定単位数を基にして減算を行うものであること(したがって、例えば3:1の職員配置に応じた所定単位数を算定していた指定介護老人福祉施設において、3:1を満たさなくなつたが3.5:1は満たさずという状態になつた場合は、3:1の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数ではなく、3.5:1の所定単位数を算定するものであり、4.1:1を下回つてはじめて人員基準欠如となるものであること)。なお、届け出でいた看護・介護職員の職員配置を満たせなくなつた場合には、事業者又は施設は該当することとなつた職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。また、より低い所定単位数の適用については、③の例によるものとすること。

- ② 人員基準上満たすべき看護師等の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度(毎年4月1日)に始まり翌年3月31日をもつて終わる年度とします。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合には推定数による。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
- ③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、
イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算され、
ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至つている場合を除く。)。
- ④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従つて減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至つている場合を除く。)。
- ⑤ 看護・介護職員については、最も低い所定単位数を算定するために必要な員数を満たさない場合にはじめて人員基準欠如となるものであり、最も低い所定単位数を基にして減算を行うものであること(したがって、例えば3:1の職員配置に応じた所定単位数を算定していた指定介護老人福祉施設において、3:1を満たさなくなつたが3.5:1は満たさずという状態になつた場合は、3:1の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数ではなく、3.5:1の所定単位数を算定するものであり、4.1:1を下回つてはじめて人員基準欠如となるものであること)。なお、届け出でいた看護・介護職員の職員配置を満たせなくなつた場合には、事業者又は施設は該当することとなつた職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。また、より低い所定単位数の適用については、③の例によるものとすること。

ただし、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所（一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分を含む。）又は小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（一部小規模生活単位型介護老人福祉施設のユニット部分を含む。）については、3：1を下回る職員配置は認められないため、3.5：1、4.1：1の職員配置に応じた所定単位数を定めておらず、職員配置が3：1を満たさない場合は人員基準欠如となるものであり、3：1の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。

⑥ 都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定期又は許可の取消しを検討するものとする。

(6) 夜勤体制による減算について

① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。))を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。

② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。

イ 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連續して発生した場合

ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

⑥ 都道府県知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定期又は許可の取消しを検討するものとする。

(6) 夜勤体制による減算について

① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。))を置いているところであるが、これらは、夜勤をを行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。))を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。

② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合は、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることはする。

イ 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連續して発生した場合

ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が4日以上発生した場合

- (3) 夜勤を行う職員の員数の算定において「小数点第2位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとすること。
- (4) 都道府県知事は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討すること。

- (7) 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について
人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定においては、
イ 新設又は増床分のベッドに関する実績が全くない場合を含む。)の
利用者数等は、新設又は増床の時点から6月末満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年末満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1月間の日数で除して得た数とする。
ロ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数とする。
ただし、病院又は診療所の医師の人員基準欠如の運用における利用者数等については、医療法の取扱いの例によるものであり、医事担当部局と十分連携を図るものとする。
- また、短期入所生活介護及び特定施設入所者生活介護については、イ又はロにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

- (8) 短期入所施設サービスの利用について
短期入所サービスにおける基準において「サービスの内容及びその利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない」とされており、あらかじめ利用期間(退所日)を定めて入所するものである。よって、あらかじめ退所日を決めて入所する場合、そのサービスは短期入所サービスであり、このようなサービス利用を「施設入所」とみなすことは、短期入所サービスを含む居宅サービスの支給限度基準額を設けた趣旨を没却するため、認められない。

2 短期入所生活介護費

2

2 短期入所生活介護費

- (3) 夜勤を行う職員の員数の算定において「小数点第2位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとすること。
- (4) 都道府県知事は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討すること。
- (7) 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について
人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定においては、
イ 新設又は増床分のベッドに関する実績が全くない場合を含む。)の
利用者数等は、新設又は増床の時点から6月末満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年末満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1月間の日数で除して得た数とする。
ロ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数とする。
ただし、病院又は診療所の医師の人員基準欠如の運用における利用者数等については、医療法の取扱いの例によるものであり、医事担当部局と十分連携を図るものとする。
- また、短期入所生活介護及び特定施設入所者生活介護については、イ又はロにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

定単位数を算定するための施設基準等について
一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所が短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（3：1、3.5：1、4.1：1の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所が小規模生活単位型指定短期入所生活介護費を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（3：1の職員配置）を置いていることが必要である（施設基準第3号）。

なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所全体で所定の員数を置いていれば足りるものである（夜勤職員基準第1号）。

(2) 小規模生活単位型指定短期入所生活介護費を算定するための基準について

小規模生活単位型指定短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、短期入所生活介護事業所又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分において行わることが必要である（施設基準第4号）。

(3) やむを得ない措置による定員の超過

利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置（又は同法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ）によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われないものであること（職員配置等基準第3号イ(1)）。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

(4) 併設事業所について

① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(2) 併設事業所について
① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準